

議案第74号

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年8月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

都費教職員等向けの庶務事務システム及び経費精算システムの導入に伴い、規定を整備する必要がある。

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「職員は」の次に「、庶務事務システム（電子計算組織を利用して職員の勤務状況の管理等に関する事務を総合的に処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）に所要事項を入力するとともに」を加え、「を添付して別記様式により、その実情」を「（以下「証明書類」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、庶務事務システムにより難しい場合は、別記様式に証明書類を添付して届け出ることができる。

附 則

この規則は、令和7年9月1日から施行する。

